

大野城市日常生活用具給付事業

〔給付対象用具一覧〕

種目	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 ア 下肢又は体幹機能の障害が2級以上の者 イ 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	154,000円	8年
	特殊マット ア 下肢又は体幹機能の障害が1級で常時介護を要する者 イ 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	60,500円	5年
	特殊尿器 ア 下肢又は体幹機能の障害が1級で常時介護を要する者 イ 難病患者等で自力で排尿できないもの	67,000円	5年
	入浴担架 下肢又は体幹機能の障害が2級以上で原則として入浴時に他人の介助を要する者	82,400円	5年
	体位変換器 ア 下肢又は体幹機能の障害が2級以上で下着交換時等に他人の介助を要する者（原則として学齢児以上） イ 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	15,000円	5年
	移動用リフト ア 下肢又は体幹機能の障害が2級以上の者（原則として3歳以上） イ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	159,000円	4年
	訓練いす（児童のみ） 下肢又は体幹機能の障害が2級以上の者（原則として3歳以上）	33,100円	5年
	訓練用ベッド ア 下肢又は体幹機能の障害が2級以上の身体障がい児（原則として学齢児以上） イ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具 ア 下肢又は体幹機能に障害を有し、入浴時に介助を必要とする者（原則として3歳以上） イ 難病患者等で入浴に介助を要するもの	90,000円	8年
	便器 ア 下肢又は体幹機能の障害が2級以上の者（原則として学齢児以上の者） イ 難病患者等で常時介護を必要とするもの	5,400円	8年
	頭部保護帽 ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳のいずれかを有し、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 イ 難病患者等で発作等により頻繁に転倒する者 ウ 施設入所者	レディメイド 12,160円 オーダーメイド 36,750円	3年
	歩行補助つえ（T字状、棒状のつえ） ア 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する者 イ 施設入所者	木製2,200円 軽金属製 3,000円	3年
	移動・移乗支援用具（手すり、スロープ等） ア 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 イ 難病患者等で下肢が不自由なもの	60,000円	8年
	特殊便器 ア 上肢障害2級以上の者 イ 難病患者等で上肢機能に障がいのあるもの	151,200円	8年
	火災報知器 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳のいずれかを有し、火災発生の感知・避難が困難な者（当該障がい者（児）の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	15,500円	8年
	自動消火器 次のア又はイに該当する者のうち、火災発生の感知・避難が困難なもの（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。） ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳のいずれかを有する者 イ 難病患者等	28,700円	8年
	電磁調理器 視覚障害2級以上であって18歳以上の者（当該障がい者の世帯が視覚障がい者のみで構成される世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	41,000円	6年

	る世帯である場合に限る。)			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	7,000円 10年	
	聴覚障がい用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者（当該障がい者（児）の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	87,400円 10年	
	紫外線防護服 ※令和8年4月から	色素性乾皮症等により紫外線にばく露することができない難病患者等	55,000円 3年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上を有し、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（3歳以上）	51,500円 5年	
	ネブライザー（吸入器）	ア 呼吸器機能の障害が3級以上又は同程度の身体障がいを有する者 イ 難病患者等で呼吸器機能に障がいのあるもの	36,000円 5年	
	電気式たん吸引器	ア 呼吸器機能の障害が3級以上又は同程度の身体障がいを有する者 イ 難病患者等で呼吸器機能に障がいのあるもの	56,400円 5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能の障害が3級以上若しくは同程度の身体障がいを有する者又は難病患者等であって、在宅酸素療法を必要とするもの又は人工呼吸器を装着しているもの	87,000円 5年	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円 10年	
	医療機器用バッテリー（発電機を含む）	ア 人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用している身体障がいを有する者（ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用している者については、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器の給付の対象者に限る。 イ 難病患者等であり、人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用している者	100,000円 5年	
	視覚障がい体温計（音声式）	視覚障害2級以上の障がいを有する18歳以上の者（当該障がい者の世帯が視覚障がい者のみで構成される世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	13,300円 5年	
	視覚障がい体重計	視覚障害2級以上の障がいを有する18歳以上の者（当該障がい者の世帯が視覚障がい者のみで構成される世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	18,000円 5年	
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障がいを有する者	98,800円 5年
		情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上の者	100,000円 5年
点字ディスプレイ		視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）を有し、必要と認められる者	383,500円 6年	
点字器		ア 視覚障がいを有する者 イ 施設入所者	標準型 10,400円 携帯型 7,200円	標準型 7年 携帯型 5年
点字タイプライター		視覚障害2級以上の者（原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者）	63,100円	10年（児童は、5年）
視覚障がい用ポータブルレコーダー		視覚障害2級以上の者	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障がい用活	視覚障害2級以上の者（原則として学齢児以上）	99,800円 6年	

字文書読み上げ装置			
視覚障がい用拡大読書器	視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000円	8年
聴覚障がい用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上）	71,000円	5年
聴覚障がい用情報受信装置	聴覚障がいを有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円	6年
人工喉頭	ア 喉頭摘出者 イ 施設入所者	笛式 5,000円 電動式 70,100円	笛式 4年 電動式 5年
視覚障がい用時計	視覚障害2級以上の者（原則として、音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため触読時計の使用が困難な者に限る。）	触読 10,300円 音声 13,300円	10年
排泄管理支援用具	ストマ用器具（紙おむつ等の代替品を含む。） ア ストマ造設者、高度の排便機能の障がいを有する者又は脳原生運動機能障がいを有し、意思表示が困難な者 イ 施設入所者	13,000円（1月の上限額）	—
尿管器	ア 高度の排尿機能の障がいを有する者 イ 施設入所者	男性用 7,700円 女性用 8,500円	1年
住宅改修	ア 学齢児以上で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）の3級以上を有する者（特殊便器への取替えは、上肢障害の2級以上を有する者） イ 難病患者等であって下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	—	200,000円 ※原則1回
備考			
1 「障がい者（児）」とは、障がい者又は障がい児をいいます。			
2 「難病患者等」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法等の法令で定める程度（基準）に該当する者をいいます。			
3 「施設入所者」とは、障害者総合支援法第19条第3項の規定により、本市から支給決定を受けている者をいいます。			

※ 難病の方や小児慢性特定疾患の方が受けられる用具もあります。

※ 詳しくは、福祉サービス課窓口にご相談ください。